











# カンタキサンチン(CANTHAXANTHIN)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	登録 保留 基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	登録 保留 基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	その他									6-4	サケ目魚類	20	現行	20(*1)								6-4
豚の腎臓	0.1	その他									6-4	ウナギ目魚類	0.1	その他									6-4
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	その他									6-4	スズキ目魚類	0.1	その他									6-4
											6-4	その他の魚類	0.1	その他									6-4
												十脚目甲殻類	0.1	その他									6-4
												その他の甲殻類	0.1	その他									6-4
												貝類	0.1	その他									6-4
												その他の魚介類	0.1	その他									6-4
牛の食用部分	0.1	その他									6-4	その他の動物	0.1	その他									6-4
豚の食用部分	0.1	その他									6-4	はちみつ	0.1	その他									6-4
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	その他									6-4	その他のスパイス類											
												その他のハーブ類											
乳	0.1	その他									6-4												
鶏の筋肉	10	現行	10																				
その他の家禽の筋肉	0.1	その他									6-4												
鶏の脂肪	10	現行	10																				
その他の家禽の脂肪	0.1	その他									6-4												
鶏の肝臓	10	現行	10																				
その他の家禽の肝臓	0.1	その他									6-4												
鶏の腎臓	10	現行	10																				
その他の家禽の腎臓	0.1	その他									6-4												
鶏の食用部分	10	現行	10																				
その他の家禽の食用部分	0.1	その他									6-4												
その他の家禽の卵	0.1	その他									6-4												
鶏の卵(卵黄)	25	現行	25																				

\*1 サケ科魚類に限る。





















































